

熱中症対策実行計画に基づく施策の実施内容

No.	計画該当部分				府省庁名	令和7年度に実施した施策	関連URL
	章	項目	小項目	本文			
1	第2章	1	(1)	関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。<関係府省庁>	関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、時季に応じた普及啓発を実施した。 4月 事務連絡を通じて、普及啓発を実施した。 4月 熱中症予防情報サイトにて熱中症警戒アラートと暑さ指数の情報提供を開始した。 4月 「熱中症対策にエアコンの試運転を！（リーフレット）」を通じて試運転の重要性をSNS等で周知した。 6月 熱中症注意に関して報道発表をした。 7月、8月、9月 SNS等を通じて盛夏・熱中症最大注意の普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「令和7年度における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice1.pdf
2					経済産業省、環境省	<ul style="list-style-type: none"> <経済産業省・環境省> エアコンの適切な使用について、公式Xで普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20250529-topic-72.html
3					気象庁	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。平年より暑いことが予想される際にはSNS等を通じた呼びかけを実施。 特に熱中症リスクが高くなる梅雨明け時期には、熱中症予防対策を呼びかける報道発表等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R7/kengakuday.html 報道発表「熱中症予防を万全に！」 https://www.jma.go.jp/jma/press/2506/27a/20250627_press_heatstrokeprevention.html
4					環境省	<ul style="list-style-type: none"> 「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、関係府省庁と連携し、時季に応じた普及啓発を実施した。 熱中症予防大使として「木原 実殿」と「そらジロー殿」を任命し周知に協力いただいた。 後援イベントを中心に、講演等を行い広報活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/ 熱中症対策のリーフレットやポスター等。 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php 環境省報道発表「熱中症予防を万全に！」 https://www.env.go.jp/press/press_00113.html
5					関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイトを通じて、各地域における暑さ指数や熱中症警戒アラート等の情報や熱中症対策に関する普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「熱中症予防情報サイト」 https://www.wbgt.env.go.jp/ 子ども家庭庁「みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！」 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho 消防庁「救急搬送状況や予防啓発等の熱中症情報」 https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html 文部科学省「学校関係の熱中症情報」 https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html 厚生労働省「健康・医療関係の熱中症情報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html 厚生労働省「職場における熱中症予防情報」 https://neccyusho.mhlw.go.jp/ 農林水産省「農作業中の熱中症対策情報」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html#necchuushou 国土交通省「ヒートアイランド対策」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sos_ei_environment_mn_000016.html 気象庁「熱中症に関連する気象情報」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html スポーツ庁「スポーツにおける熱中症 対策&予防編」 https://sports.go.jp/movie/post-89.html スポーツ庁「スポーツにおける熱中症 対策&対処法編」 https://sports.go.jp/movie/post-90.html
6					経済産業省、環境省	<ul style="list-style-type: none"> <経済産業省・環境省> 熱中症予防を目的に、夏を迎える前にエアコンの試運転を行うよう、ウェブサイトや公式Xで情報を配信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

7					気象庁【再掲】	・気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。	・気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R7/ke ngakuday.html
8					環境省	・熱中症予防行動、熱中症警戒アラート等に関するポスター、リーフレット及び動画コンテンツを熱中症予防情報サイトにおいて周知した。 ・「熱中症環境保健マニュアル2022」の改定に先立ち、「熱中症環境保健マニュアル(総論)」(2025年7月版)を熱中症予防情報サイトにて先行公開した。 ・公益財団法人日本サッカー協会と熱中症対策における動画を作成し、周知した。	・熱中症予防情報サイト「普及啓発資料」 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
9					経済産業省、環境省	<経済産業省・環境省> ・節電に配慮したエアコン使用について、普及啓発を実施。	・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_n ew/saving/general/howto/airconditioning/index.html# 1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topi cs/20230713-topic-47.html
10	第2章	1	(1)	電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。<関係府省庁>	環境省	・例年、国民に対して呼びかけを行っている、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組を促すクールビズに加え、TPOに応じたオフィスの服装自由化やサステナブルファッションの積極的な実践についても呼びかけを行い、デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の下、企業・地方公共団体・団体等が連携し、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイルの転換を促した。	・環境省 デコ活 https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/
11					厚生労働省、経済産業省、環境省	<厚生労働省、経済産業省、環境省> ・事務連絡において、「エアコンが使用できないときの熱中症対策」に関するリーフレットの周知を図った。	・熱中症予防情報サイト「普及啓発資料」 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
12					関係府省庁	・関係府省庁と作成をした「熱中症警戒アラート 全国運用中！(リーフレット)」を、地方公共団体の関係部局、関係機関等への周知を図った。 ・「熱中症特別警戒情報の対応について」事務連絡を发出し周知を図った。	・「熱中症警戒アラート 全国運用中！(リーフレット)」 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_ alert.pdf ・「熱中症特別警戒情報の対応について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
13	第2章	1	(1)	熱中症警戒情報等に関する周知と理解の醸成を促進する。<関係府省庁>	気象庁【再掲】	・気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。	・気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R7/ke ngakuday.html
14					環境省	・環境省公式Xに加えて、ラジオ番組の出演やイベントを通じて、熱中症対策に関する情報を伝えた。またデジタルサイネージを使用し熱中症警戒情報等に関する情報を広く発信を行った。	・熱中症について学べる動画 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_library.php
15	第2章	1	(1)	ZEH・ZEBの普及拡大や断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。<経済産業省、国土交通省、環境省>	経済産業省、国土交通省、環境省	<国土交通省・環境省・経済産業省> ・ZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保した住宅・建築物の普及に向け、関係省庁において補助・融資・税制による支援を行っている。このうち、関係省庁と連携し既存住宅については断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅の省エネ化への支援をしているほか、既存建築物についても、省エネ改修を推進するための事業を実施している。これら支援のほか、デコ活ではSNS等での情報発信により健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図った。	・住宅省エネ2026キャンペーン https://jutaku-shoene2026.mit.go.jp/ ・環境省 デコ活 https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/eco- life/
16	第2章	1	(1)	エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。<経済産業省、環境省>	経済産業省、環境省【再掲】	<経済産業省・環境省> ・エアコンの適切な使用について、環境省公式Xにて普及啓発を実施した。	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditio ner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
17	第2章	1	(1)	熱中症予防行動を自発的にとれるように助けるナッジの活用や、「脱炭素にもつながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組等を通じた普及啓発を促進する。<環境省>	環境省	・デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)において、企業・地方公共団体・団体等が連携し、脱炭素に資する製品・サービスや取組等を国民に提供・提案するとともに、行動科学の理論に基づくアプローチであるナッジにより、国民の行動変容を情報発信等を通じて直接促進し、熱中症予防をはじめ、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイルの転換を促した。	・環境省 デコ活 https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/
18					消防庁	・外国人のための熱中症予防普及啓発用リーフレットを消防庁HPに掲載した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
19	第2章	1	(1)	多言語により、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する。<消防庁、厚生労働省、観光庁、環境省>	厚生労働省	・外国人患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更新し、公表した。 ・熱中症の症状、予防法、対処法等について、多言語も含めわかりやすくまとめたリーフレットを更新し、地方公共団体等を通じて熱中症予防の周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ken kou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html

20					観光庁	・多言語で外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信している。	https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html
21					環境省	・熱中症予防情報サイト(英語・中国語・韓国語版)において、関連情報を発信。より効果的な普及啓発を目的として、リーフレット等の多言語翻訳(英語・中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語)を行った。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/en/heatillness_pr.php
22	第2章	1	(1)	訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。<観光庁>	観光庁	・熱中症情報等を多言語で発信する訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用を促している。	
23	第2章	1	(2)	全国約840地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信する。<環境省>	環境省	・全国841地点の暑さ指数を算出により「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開した。 ・熱中症警戒アラート等及び暑さ指数予測値等のメール配信サービスや、LINEの環境省公式アカウントを通じたプッシュ型の情報発信、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信した。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php
24	第2章	1	(2)	高温に関する早期天候情報や気象情報等を通じて注意喚起を実施するとともに、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を逐次提供する。<気象庁>	気象庁	・高温に関する早期天候情報や気象情報等の発表を通じて注意喚起を実施するとともに、2週間気温予報、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を提供した。	・早期天候情報 https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/souten/
25					気象庁	・4月23日～10月22日において、熱中症警戒アラートの発表及び周知を行った。	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/heat_alert.html
26	第2章	1	(3)	「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。<気象庁、環境省>	環境省	・4月23日～10月22日の期間、熱中症予防情報サイト、熱中症警戒アラート等メール配信サービスや環境省公式LINEアプリ等を通じ、熱中症警戒アラートの発表・情報発信をした。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php
27					農林水産省	・「熱中症警戒情報」発表日をMAFFアプリを通じて農業者に伝達。 ・農作業中の熱中症対策に関する研修資料を作成・周知し、熱中症予防方法についての情報を農業者に提供。 ・熱中症の危険性が高まる6月～8月において、デジタルサイネージやSNS、ラジオ等を通じ、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
28	第2章	1	(3)	熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFFアプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。<関係府省庁>	経済産業省、環境省【再掲】	<経済産業省・環境省> ・節電に配慮したエアコン使用について、普及啓発を実施。	・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
29					国土交通省	・国土交通省Xにおいて、熱中症に関する注意喚起を実施。	
30					気象庁	・熱中症警戒アラートの発表状況について、気象庁ホームページ等を通じて発表状況を周知した。	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/heat_alert.html
31					環境省	・環境省公式LINEにおいて、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラート、暑さ指数のプッシュ型の情報発信をした。	・環境省公式LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信 https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php
32	第2章	1	(4)	夏季における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。<消防庁>	消防庁	・「令和7年(5月～9月)の熱中症による救急搬送状況」をHP上で公表した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/#anchor--07
33	第2章	1	(4)	人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。<厚生労働省>	厚生労働省	・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表した。	https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2025/09.html https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/necchusho24/index.html
34	第2章	1	(4)	学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。<文部科学省>	文部科学省	・学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、次年度以降、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても各学校等に情報提供できるよう、関係機関との調整を進めた。	https://enzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjkoboushi.pdf
35	第2章	1	(4)	職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、年度ごとに公表する。<厚生労働省>	厚生労働省	・令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」をとりまとめ、公表した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37998.html
36	第2章	1	(4)	農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、毎年公表する。<農林水産省>	農林水産省	・2月に農作業死亡事故調査において、熱中症の死者数について公表。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html リンク先のうち農作業死亡事故調査を参照 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/sibo.html
37	第2章	1	(5)	アジア太平洋地域における気候変動適応に関する情報基盤として構築した、AP-PLAT(アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム)により、極端な高温に関する影響評価ツールの提供、知見の共有等に貢献する。<環境省>	環境省	・国立環境研究所が開発した気候変動影響を予測するツールClimate Impact やClimoCastを利用し、アジア太平洋諸国の二国間協議の中で適宜共有した。	Climate Impact(影響評価)並びにClimocast(気温上昇予測) https://ap-plat.nies.go.jp/data_tools/index.html (それぞれのツールは推進費等により国立環境研究所が開発。) ・熱中症対策ポータルナビ https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/hs-portalnavi.html
38	第2章	1	(5)	早期警戒システムの導入促進に関するイニシアティブ等の枠組みを通じ、アジア太平洋地域の各国のニーズに応じて、気候情報を活用した熱中症対策を官民連携により促進する。<環境省>	環境省	・令和5年度に発足した官民連携協議会を通じて、ASEAN諸国での課題・ニーズ調査、さらに日本企業による概念実証を実施した	・EWS協議会 https://www.ewsi.green/
39					消防庁	・熱中症の予防法や熱中症になりやすいとされる子どもや高齢者への呼びかけをテーマにした熱中症予防啓発ポスターを作成、都道府県や全国の消防本部に配布し、掲載を依頼した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04

40	第2章	2	—	高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。＜消防庁、厚生労働省、環境省＞	厚生労働省	・高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
41					厚生労働省、経済産業省、環境省	＜厚生労働省、経済産業省、環境省＞ ・高齢者への見守り・声かけについて事務連絡を发出し「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。	・高齢者のための熱中症対策(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf ・「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250815_notice2.pdf
42					内閣府	・孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づく、「孤独・孤立対策重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月27日一部改定。)において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を盛り込んだ。 ・都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼した。 ・NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」宛てに、熱中症対策への御理解・御協力を依頼した。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html
43	第2章	2	—	熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。＜内閣府、厚生労働省、環境省＞	厚生労働省	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf
44					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援を行った。 ・地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
45	第2章	2	—	エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。＜厚生労働省、環境省＞	厚生労働省、経済産業省、環境省	＜厚生労働省、経済産業省、環境省＞ ・高齢者への見守り・声かけについて事務連絡を发出し周知を図った。	・高齢者のための熱中症対策(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf ・「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250815_notice2.pdf
46					厚生労働省【再掲】	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者への見守りや、エアコンの適切な利用、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
47					内閣府【再掲】	・都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼した。(再掲) ・NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」宛てに、熱中症対策への御理解・御協力を依頼した。	
48	第2章	2	—	改正適応法に基づく熱中症対策普及団体(以下「熱中症対策普及団体」という。)や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。＜内閣府、厚生労働省、環境省＞	厚生労働省【再掲】	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf
49					厚生労働省、環境省	＜厚生労働省・環境省＞ ・熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ发出した。	20240821_notice.pdf
50	第2章	2	—	子どもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。＜子ども家庭庁＞	子ども家庭庁	・令和7年7月14日～20日を「子どもの事故防止週間」とし、SNSを通じて、テーマである水の事故防止に関することのほか、車内への置き去りにより、子どもが熱中症で死亡する事案が発生していることなどを啓発した。 ・上記週間以外にも、子ども家庭庁ウェブサイトやSNSにおいて、子どもの事故防止ハンドブック等を通じ、子どもの熱中症事故防止を目的とした広報啓発を行った。	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/
51	第2章	2	—	生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	・生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて、事務連絡等により周知を行った。	
52	第2章	2	—	障害者の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	・障害者の特性に応じた熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
53	第2章	2	—	熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。＜環境省＞	環境省	・全国の都道府県及び市区町村の熱中症関係部局職員に対して、対面・オンライン・eラーニングにより、地域における取組事例の紹介や救急専門医による座学等の研修を実施した。	
54	第2章	2	—	様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。＜消防庁、環境省＞	環境省【再掲】	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援を行った。 ・地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php

55	第2章	3	(1)	学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を策定し、適宜改訂する。〈文部科学省、環境省〉	文部科学省	・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版について関係者に向けた周知を行った。	https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
56					環境省	・熱中症予防情報サイトにおいて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(追補版)を周知した。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
57	第2章	3	(1)	学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。〈文部科学省〉	文部科学省	・学校における熱中症対策の実施状況の把握のための次回調査に向けた調整を進めた。 ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版や教職員が熱中症対策について理解を深める研修動画について関係者に向けた周知を行った。	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339095.htm https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm https://anzenyouiku.mext.go.jp/news/2024-05/index.html
58	第2章	3	(1)	熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。〈文部科学省、スポーツ庁〉	文部科学省、スポーツ庁	・熱中症の予防や児童生徒が熱中症となった場合の対応等について、通知、事務連絡、映像資料等により普及啓発を行った。	https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html https://anzenyouiku.mext.go.jp/news/2024-05/index.html https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00051.html https://sports.go.jp/movie/post-89.html https://sports.go.jp/movie/post-90.html
59	第2章	3	(1)	学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。〈文部科学省〉	文部科学省	・学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起を行った。	https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html
60	第2章	3	(1)	公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。〈文部科学省〉	文部科学省	・公立小中学校等の施設について、教室や体育館へのエアコン設置に対して国庫補助を行った。特に避難所にもなる体育館への空調設備整備においては、設置促進のため、補助上限や補助単価を上げた。通知等により、エアコンの適切な利用を促した。また、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知した。	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_sisetuki-000005425-04.pdf
61	第2章	3	(1)	保育園、幼稚園等での対策(特に送迎用バスにおける子どもの所在確認等の置き去り防止の取組強化)により、子どもの熱中症による事故の予防を徹底する。〈こども家庭庁、文部科学省〉	こども家庭庁	・令和7年6月、教育・保育施設等における熱中症事故の防止について適切に対応することを、全国の地方公共団体へ依頼した。 ・同年9月、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の点検整備の徹底について、全国の地方公共団体に通知した。 ・同年9月に、幼保連携型認定こども園において、2歳児が送迎用バスに置き去りにされる事故が発生したことを踏まえ、翌10月に事故情報の共有を行うとともに、改めて、乗降車の際の点呼や安全装置の適切な運用等を徹底するよう通知した。	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/
62					文部科学省	・子供の熱中症事故に繋がるヒューマンエラーを防ぐため、幼稚園等の送迎用バスにおける子供の置き去り防止について繰り返し周知を行った。	https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjikoboushi.pdf
63	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	・「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知した。 また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html
64	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	・職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを運営し、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知した。	https://neccyusho.mhlw.go.jp/
65	第2章	3	(2)	熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。〈厚生労働省、国土交通省、農林水産省〉	厚生労働省	・職場における熱中症対策に特化したポータルサイト内で熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して周知した。 また、職場における熱中症防止対策に係る検討会を実施し、熱中症防止対策について検討を行った。	https://neccyusho.mhlw.go.jp/
66					農林水産省	・ウェアラブル端末、ファン付きウェア等のアイテムを活用した熱中症対策、農作業中の適度な休憩・水分補給の必要性、熱中症発症時の対処法等を記載した、熱中症対策研修資料を作成し、研修会等の機会を通じて農業者に周知。	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6kettei_pr5.pdf
67					国土交通省	・令和7年6月に熱中症対策に係る改正安全衛生規則が施行されたことを踏まえ、事業者向けの「熱中症対策リーフレット」を作成し、建設現場での熱中症対策の他、法令改正の概要や直轄工事の支援内容等もわかりやすく整理し情報発信を行った。	https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf
68	第2章	3	(3)	スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及びSNS等を通じた注意喚起を実施する。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	・スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、通知等により周知するとともに、映像資料をSNS等で発信することにより注意喚起を行った。また、地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役員等が集まる会議で必要な情報提供を行った。	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00051.html https://sports.go.jp/movie/post-89.html https://sports.go.jp/movie/post-90.html
69	第2章	3	(3)	社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	・避難所となり得る社会体育施設の環境整備の推進のため、空調設備の補助率引き上げを行った。また、令和8年度以降の引上げ措置の期間延長を行った。(令和12年度までの時限措置)	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm
70	第2章	3	(4)	夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。〈環境省〉	環境省	・熱中症予防情報サイト等において、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」の周知を図った。	・夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

71	第2章	3	(5)	<p>熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機関へ適切に周知する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉</p>	<p>内閣府、消防庁、厚生労働省、気象庁、環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における熱中症対策について、関係府省庁と連名で、各都道府県あてに事務連絡を発出し、周知した。(4月、環境省・内閣府・厚生労働省・気象庁連名) ・災害発生時に、被災した都道府県に対して被災者やボランティア等を含めた関係者への熱中症対策に関する事務連絡の発出を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今夏の災害発生時における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice4.pdf ・「被災住民等の熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
73				<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や関係団体を通じ、夏季を前に事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を行った。 	<p>https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf</p>

74					環境省	・災害発生時に、被災した都道府県に対して被災者やボランティア等を含めた関係者への熱中症対策に関する事務連絡の発出を行った。	・「被災住民等の熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
75	第2章	3	(5)	災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。〈内閣府、環境省〉	内閣府、環境省【再掲】	・災害発生時における熱中症対策について、関係府省庁と連名で、各都道府県あてに事務連絡を發出し、周知した。(4月、環境省・内閣府・厚生労働省・気象庁連名) ・災害発生時に、被災住民等の熱中症対策について、事務連絡を發出。	・内閣府「防災情報のページ」 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html ・災害時の熱中症予防(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf
76	第2章	3	(5)	災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。〈内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省〉	内閣府	〈内閣府防災〉 ・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)」や「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定)」において指定避難所の防災機能設備等の強化や暑さ対策として冷房機器の充実を働きかけるとともに、その内容を地方公共団体向けの説明会において、周知を図った。 ・令和8年2月時点において、当該年度はプッシュ型支援を実施していない。	・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf ・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定)」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf
77					消防庁	・指定避難所における空調設備の設置等について、地方財政措置が講じられている。	
78					文部科学省	・公立小中学校等の体育館、避難所指定校への自家発電設備の整備に対して国庫補助を行うとともに、事務連絡により、非常用電源の確保に活用できる文部科学省や関係府省庁の財政支援について周知を行った。	
79					経済産業省	引き続き、関係団体との連携強化を図る。	
80					環境省	・地方公共団体を対象とした説明会等において、公共施設へのエアコン設置支援も含む熱中症対策にも資する事業の周知を図った。	
81	第2章	3	(6)	農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。〈農林水産省〉	農林水産省	・5月から7月の3か月間を「熱中症対策研修実施強化期間」として設定し、「農作業安全に関する指導者」等を中心とした啓発資料を活用した農業者向け研修等を推進。 ・「農業者の安全意識の向上対策を強化するとともに、農作業の省力化・軽労化に資する生産方式への転換を推進するため関連施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」として強力に推進。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
82	第2章	3	(6)	熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。〈農林水産省〉	農林水産省	・農林水産研修所において熱中症対策に関するオンライン研修を実施。(5月～6月:2回実施)	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/05netu.html
83	第2章	3	(6)	熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFFアプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。〈農林水産省〉	農林水産省	・農作業中の熱中症対策に関する研修資料や民間企業と連携したリーフレット、熱中症ステッカーを作成・周知。 ・デジタルサイネージやSNS、ラジオ等を通じ、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
84	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。〈関係府省庁〉	関係府省庁	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ發出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(4月、関係府省庁連名)	・「熱中症対策の一層の強化について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
85					環境省	・地域における熱中症対策取組事例を熱中症予防情報サイトに公開し、周知を図った。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
86	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業における連携した対応を行える場(プラットフォーム)の整備を促す。〈関係府省庁〉	関係府省庁【再掲】	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ發出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(4月、関係府省庁連名)	・「熱中症対策の一層の強化について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
87					環境省	・地方公共団体を対象にした研修会において庁内連携促進のための意見交換を行い、情報共有と優良事例の水平展開を実施した。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
88	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場(クーリングシェルターやクールシェアスポット)の確保や一般への情報提供を働きかける。〈環境省〉	環境省	・地方公共団体を対象にした研修会等において、指定暑熱避難施設に関する情報を提供するとともに、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」及び「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を公表している。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/doc/shsa.php
89	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設、クーリングシェルターやクールシェアスポットの確保に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱等の未利用エネルギー、蓄電池等を活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進する。〈環境省〉	環境省	・令和4年度から、災害時の活動拠点としての活用も可能となるフェーズフリー性及び太陽光発電設備を活用したエネルギー自立性といったレジリエンス性を兼ね備えたコンテナハウス等の省CO2移動独立型施設に対する支援事業において、当該施設がクーリングシェルターとして活用される場合には加算することとした。 ・令和7年度は、令和6年度補正予算を活用し当該事業を実施・令和7年度補正予算においても措置するとともに、CO2排出量を増加させない形でクーリングシェルターとしても活用される既存建築物に高効率空調等の導入を支援する事業も引き続き措置した。	https://www.heco-hoio.jp/vR06/h-idoh/index.html
90	第2章	4	(1)	熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他のNPO等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用し、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省、環境省【再掲】	〈厚生労働省・環境省〉 ・熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ发出了。	20240821_notice.pdf
91					環境省【再掲】	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援を行った。 ・地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	・「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」の開設について事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php

92	第2章	4	(1)	打ち水等を始めとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守りや声かけがしやすい地域づくりを推進する。〈国土交通省、環境省〉	国土交通省	・熱中症対策や水資源の有効活用を推進するため、「水の日」・「水の週間」関連行事として、地方公共団体等21団体により打ち水を行うイベントを実施。	・水の週間打ち水大作戦 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizuhigen_mizsei_tk1_000023.html ・令和7年度・都道府県等が実施する「水の週間」関連イベント https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000043.html
93					環境省	・大丸有(大手町・丸の内・有楽町)地区において、企業や地方公共団体等と連携し「大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2025『丸の内 de 打ち水』」を実施。	・「大手町・丸の内・有楽町夏祭り2025『丸の内 de 打ち水』」について 報道発表 https://www.env.go.jp/press/press_00283.html
94	第2章	4	(1)	都市公園の整備等による緑地の確保、建築物の敷地や公共施設等の緑化等を推進する。〈国土交通省〉	国土交通省	・官庁施設の整備にあたり、構内緑化等を実施した。 ・市街地再開発事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・優良建築物等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・住宅市街地総合整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・公営住宅等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・地方公共団体が行う都市公園等の整備や民間事業者が行う緑化等に対して、社会資本整備総合交付金等による支援を実施した。 ・道路緑化を推進した。 ・港湾緑地の整備を推進した。	・市街地再開発事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte.tk_000060.html ・優良建築物等整備事業 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000080.html ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte.tk_000046.html ・市街地住宅整備 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html
95	第2章	4	(1)	人が感じる暑さについての科学的な情報や、緑化技術やミストの設置、まちづくりにおける風の道の確保等の効果的な暑さ対策の実施方法を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。〈環境省〉	環境省	・熱中症予防情報サイトにおいて、「まちなかの暑さ対策ガイドライン」を周知した。	・まちなかの暑さ対策ガイドライン 令和4年度部分改訂版 https://www.wbgt.env.go.jp/doc_city_guideline.php
96	第2章	4	(2)	暑さ指数及び熱中症警戒情報について、地方公共団体等において十分な活用が図られるよう、働きかけを行う。例えば、地方公共団体が、地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行うよう、働きかけを行う。〈関係府省庁〉	環境省	・地域モデル事業において、熱中症警戒アラート発表時に備えた対応を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、熱中症警戒アラート等の伝達手段等を紹介し、周知した。	・地域における熱中症対策の先進的な取組事例集 https://www.wbgt.env.go.jp/doc_model_projects.php
97	第2章	4	(3)	熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。〈環境省〉	環境省	・地方公共団体を対象にした研修会において庁内連携促進のための意見交換を行い、情報共有と優良事例の水平展開を実施した。 ・「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」を熱中症予防情報サイトで公開した。	・地域における熱中症対策の先進的な取組事例集 https://www.wbgt.env.go.jp/doc_model_projects.php
98	第2章	4	(3)	気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)等を通じて、当該気候変動適応広域協議会構成員(地方公共団体、国の地方支分部局、地域気候変動適応センター、研究機関、事業者等)と熱中症対策について情報共有を図る。また、熱中症対策を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。〈環境省〉	環境省	・気候変動適応広域協議会や地方公共団体向けの研修等を通じて、地方公共団体等に対して気候変動適応法改正及び熱中症対策の強化について情報共有を行った。 ・熱中症対策に関する気候変動適応広域アクションプランを策定した地域においては、これに基づく取組の推進を図った。	・気候変動適応広域協議会 https://adaptation-platform.nies.go.jp/regional_councils/reference/index.html ・気候変動適応における広域アクションプラン https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/action_plan/index.html
99	第2章	4	(4)	熱中症傷病者に対して適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。〈消防庁〉	消防庁	・「熱中症予防対策の強化について(依頼)」(令和7年6月18日付け消防救第210号)の事務連絡を发出了した。	
100	第2章	4	(4)	熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	・厚生労働省ホームページ上に熱中症診療ガイドラインの掲載を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
101	第2章	4	(4)	熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド(16言語)の活用を促進する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」(15言語)を、全国の消防本部へ導入することを推進する。〈消防庁〉	消防庁	・消防庁HP掲載の「訪日外国人のための救急車利用ガイド」を含めた予防啓発コンテンツの活用を各都道府県を通じて全国の消防本部へ依頼した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
102					関係府省庁【再掲】	・「令和7年度における熱中症対策について」の事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ发出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(4月、関係府省庁連名)	・「令和7年度における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice1.pdf
103	第2章	5	—	熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。〈関係府省庁〉	経済産業省、環境省	・建設作業員等の健康管理に資する熱中症対策グッズ等の紹介について、環境省からの要請に応じて実施(令和7年度は実施なし)	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
104					国土交通省		
105	第2章	5	—	シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。〈経済産業省、環境省〉	経済産業省、環境省	・建設作業員等の健康管理に資する熱中症対策グッズ等の紹介について、環境省からの要請に応じて実施(令和7年度は実施なし)	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
106	第2章	5	—	職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省	・都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等の際に、暑さ指数計の利用を促進するため、周知を行った。	
107					環境省	・民間団体等主催の各種イベントに参加し、熱中症対策に関する講演等を行い、暑さ指数計の利用を含め、民間事業者の職場における適切な熱中症予防行動の実践につながるよう、様々な情報提供を行った。	https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/conference/2023/0719/index.html

108	第2章	5	—	民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。<環境省>	環境省	・民間企業が実施する熱中症対策に関する取組を熱中症予防情報サイトに掲載し、周知。 ・民間企業、関係団体と連携し、各種普及啓発コンテンツを活用した周知・情報提供活動を実施。 ・民間企業、団体が行っている熱中症に関する取組を掲載するサイトを作成し、掲載。	・熱中症予防情報サイト「民間事業者との取組」 https://www.wbgt.env.go.jp/private_sector.php
109	第2章	6	—	暑さ指数について、健康との関連を含め検証を行い、熱中症警戒情報等の効果的な情報発信や伝達の在り方を検討する。<環境省>	環境省	・熱中症対策推進検討会において、熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループを立ち上げ、熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の運用期間、地域差等を踏まえた熱中症(特別)警戒情報の基準変更に関する課題等について議論を行った。	・熱中症予防情報サイト(熱中症対策に関する検討会) https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_sg.php
110	第2章	6	—	熱中症による健康影響をより早期に把握する方法の実現可能性を検討する。<厚生労働省、環境省>	厚生労働省	・今年度は該当施策なし。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
111					環境省	・環境研究総合推進費において気候変動適応に伴う健康影響に関する研究を実施している。	
112	第2章	6	—	エアコンの設置や稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を調査し、対策の改善に活用する。<環境省>	環境省	・熱中症による死亡者におけるエアコン使用の状況等を調査した。	
113	第2章	6	—	高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。<気象庁>	気象庁	・予測技術等の改善に取り組んでいる。	
114	第2章	6	—	国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。<環境省>	環境省	・暑熱を含む各分野における気候変動影響に関する最新の科学的知見を収集、整理し、第3次気候変動影響評価報告書として取りまとめた。	気候変動影響評価 https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00003.html
115	第2章	6	—	熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見の集積や研究、分析等を行う。<厚生労働省、環境省>	厚生労働省	・今年度は該当施策なし。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
116					環境省	・環境研究総合推進費において、気候変動適応に伴う健康影響に関する研究を実施している。	
117	第2章	7	—	地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。<関係府省庁>	関係府省庁【再掲】	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(4月、関係府省庁連名)	・「令和7年度における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice1.pdf
118					環境省【再掲】	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援を行った。 ・地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。	・「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」について事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice5.pdf
119	第2章	7	—	国の所管するエアコン設置の公共施設を、極端な高温から避難する場所として地方公共団体が利用できるよう協力する。<関係府省庁>	関係府省庁	(未定)	
120					国土交通省	・夏期に、国営公園においてエアコンを設置した公園施設を一般利用者に提供した。	
121	第2章	7	—	エアコンの設置等の要件を満たす社会体育施設を指定暑熱避難施設として市町村が指定できることについて周知を図る。<スポーツ庁>	スポーツ庁	・都道府県・政令指定都市スポーツ主管課及びスポーツ施設主管課を通じて所管の市区町村への周知を依頼するとともに、地方公共団体等を対象としたオンラインセミナーで周知を図った。	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jisa_00051.html
122	第2章	7	—	極端な高温の発生時における、学校における対応、野外の活動等の具体的な運営や実施の在り方等について、検討する。<文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、環境省>	文部科学省、スポーツ庁	・極端な高温の発生時における学校等における対応に関する内容を含めて「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を取りまとめ公表した。 また、地方公共団体や競技団体に向けて、公益財団法人日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を対象に行った調査から、「熱中症対策として実施している方法」や「実践している外部冷却の方法」などを周知した。	https://enzenkouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r07/250508hjikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/enzen/1401870_00001.htm
123					国土交通省	・建設業団体の意見も踏まえ、建設工事における猛暑対策として、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を令和7年12月にとりまとめ公表した。	・建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html
124					環境省	実施なし	
125	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。<環境省>	環境省	・熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点等について決定し、説明会を実施し、周知を行った。また、運用に関する指針を改定した。	
126	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、環境省が実施する運用に関する指針や体制の整備等に関し、気象に関する情報の提供等、環境省に対して必要な協力をを行う。<気象庁>	気象庁	・熱中症検討会等での議論に必要な気象データの提供を行うなど、指針の整備について協力した。	
127	第2章	7	—	極端な高温等の発生時に、救急搬送人員が急増し救急医療への過大な負担とならないよう、熱中症予防や救急車の適時適切な利用の呼びかけを行う等、全国の消防本部に通知する。<消防庁>	消防庁【再掲】	・「熱中症予防対策の強化について(依頼)」(令和7年6月18日付け消防第210号)の事務連絡を发出了した。	
128	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。<消防庁、環境省>	消防庁、環境省	・熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループにおいて、熱中症による救急搬送人員の推移資料を提供し、議論の参考に資した。	・令和7年度 第1回 熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_awg/R0701/index.php

129	第2章	7	-	熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉	厚生労働省【再掲】	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf
130					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援窓口を行った。	・「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」について、事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice5.pdf
131	第2章	7	-	地方公共団体に対し、指定暑熱避難施設の指定等にもつながる、公共施設における必要なエアコン整備について、国による支援事業の周知や活用の働きかけを行う。〈環境省〉	環境省	・環境省HPIにおいて、エアコン設置等への支援を含む熱中症対策に資する事業について周知した。	
132	第2章	7	-	災害の発生に伴う停電時等、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について、地方公共団体の関係部局において検討を行うよう、働きかけを行う。〈厚生労働省、経済産業省、環境省〉	厚生労働省、経済産業省、環境省	〈厚生労働省、経済産業省、環境省〉 ・エアコンが使用できないリーフレットを作成して、ウェブサイトで普及啓発を実施。また「今夏の災害発生時における熱中症対策について」事務連絡を发出し周知を行った。	・エアコンが使用できないときの熱中症対策(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/heatillness_leaflet_tsideen.pdf ・「今夏の災害発生時における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice4.pdf
133					厚生労働省	・地方公共団体を通じ、災害の発生時に伴う停電時等、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
134	第2章	8	-	熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。〈環境省〉	環境省	・事務連絡や訓練を通じて都道府県に対して熱中症特別警戒情報の周知を図った。 ・熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点等について決定し、説明会を実施し、周知を行った。	・「熱中症特別警戒情報の対応について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
135	第2章	8	-	上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。〈関係府省庁〉	気象庁	・熱中症特別警戒情報が発表された場合に備え、国民への周知のために、気象に関する今後の見通しに関する解説情報を準備した。	
136					環境省	・熱中症特別警戒情報の対応について、事務連絡等で周知を行った。 ・熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点等について決定し、説明会を実施し、周知を行った。	・「熱中症特別警戒情報の対応について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
137	第2章	8	-	地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。〈関係府省庁〉。	関係府省庁	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡において、熱中症特別警戒情報等の対応に向けた準備の検討を依頼。	・「令和7年度における熱中症対策について」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice1.pdf
138	第2章	8	-	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する情報の提供等、環境省に対して発表に必要な協力を行う。〈気象庁〉	気象庁	・環境省に対して、熱中症特別警戒情報の発表に必要な気象情報の提供などを実施。	
139	第2章	8	-	熱中症特別警戒情報が発表された地域における住民の啓発に資するよう、当該地域における熱中症による救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。〈消防庁〉	消防庁	・「令和7年度における熱中症対策について(依頼)」(R7年4月1日付け消防救第82号)により、熱中症特別警戒情報が発令された場合は、各市町村において、発令当日に熱中症による救急搬送件数を速やかに把握し、様々な情報伝達手段を活用して、住民に対する熱中症予防行動の呼びかけを行う等、効果的な普及啓発や注意喚起に積極的に努めていただくよう周知を依頼した。	
140	第2章	8	-	熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。〈環境省〉	環境省	・熱中症特別警戒情報の発表なし	